

オンラインにより交付請求された証明書を登記所で
受け取る場合の取扱いについて

商業・法人登記関係

1 はじめに

オンラインにより登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付を請求し、登記所の窓口でその交付を受けようとする場合（送付を受けようとする場合以外の場合）には、商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第107条第5項又は第6項において読み替えて適用される同規則第22条第2項の規定により、「法務大臣の定める書面」を提出していただく必要があります（印鑑の証明書の交付を受ける場合には、当該書面の提出に加え、印鑑カードを提示していただく必要があります。）。

この「法務大臣の定める書面」は、以下のとおりとすることとされましたので、お知らせします。

2 対象となる証明書の種類

- (1) 登記事項証明書
- (2) 印鑑の証明書

3 交付を受ける際に提出していただく書面

商業登記規則第107条第5項又は第6項において読み替えて適用される同規則第22条第2項に規定する「法務大臣の定める書面」は、次の①から③までの三つの情報が記載された書面となります。

証明書の交付を迅速・円滑に行うため、当該書面として、登記・供託オンライン申請システムから通知される情報を印刷した書面に①及び③の情報を記載したものをお持ちいただきますよう、御協力をお願いします。

① 証明書の交付を受ける者の氏名及び住所

オンラインによる交付の請求の際、受取人として入力された方の氏名及び住所が、これに当たります。

② 申請番号

申請番号とは、一件の交付請求ごとに登記・供託オンライン申請システムにより付番される19桁の番号をいいます。この番号は、登記・供託オンライン申請システムに請求情報を送信することにより、送信者へ通知されます。

③ 証明書の合計の請求通数

一件の交付請求により請求された証明書の合計の通数です。例えば、一件の交付請求により、登記事項証明書1通と印鑑の証明書1通とを請求した場合には、「2通」となります。

4 注意事項

交付請求された証明書を登記所の窓口で受け取る際には、以下の点に注意してください。

- (1) 受取先の登記所（請求先登記所）の入力に当たっては、登記所の指定に誤りのないように御確認願います。入力された登記所でなければ、交付請求があったことを確認することができないため、当該登記所以外の登記所では、証明書の交付を受けることができません。
- (2) 証明書の交付を受ける際には、必ず、上記3の①から③までの情報が記載された書面を提出してください。これらの情報が記載された書面が提出されない場合には、証明書の交付を受けることができません。
- (3) 交付請求された証明書は、1か月以内に交付を受けてください。交付を受けないまま1か月を経過しますと、当該証明書は、廃棄されることとなります。
- (4) 印鑑の証明書の交付を受けようとするときは、上記3の①から③までの情報が記載された書面を提出するとともに、印鑑カードを提示してください。